

(介護予防) 訪問リハビリテーション利用料金表

〈 要介護1～5 〉 *サービス単価：1単位=10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
訪問リハビリテーション費	307単位/回	317円/回	634円/回	952円/回	1回あたり20分以上の実施につき

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年4月～令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せ

加算料金	基本サービス料	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
サービス提供体制強化加算(1)	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者が1人いる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	413円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	180単位/月	186円/月	372円/月	558円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	213単位/月	220円/月	440円/月	660円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	450単位/月	465円/月	930円/月	1395円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	483単位/月	499円/月	998円/月	1497円/月	月1回
移行支援加算	17単位/日	18円/日	35円/日	53円/日	評価対象期間中において、訪問リハビリテーションサービス提供を終了した者のうち、社会参加に資する取り組みを実施した者の割合が5%を超えている場合等
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲50単位/回	▲52円/回	▲103円/回	▲155円/回	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合

〈 要支援1・2 〉 *サービス単価：1単位=10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
訪問リハビリテーション費	307単位/回	317円/回	634円/回	952円/回	1回あたり20分以上の実施につき

加算料金	基本サービス料	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
サービス提供体制強化加算(1)	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者が1人いる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	413円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
事業所評価加算	120単位/月	124円/月	248円/月	372円/月	評価対象期間において厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲50単位/回	▲52円/回	▲103円/回	▲155円/回	
利用を開始した日の属する月 起算して12月を超えた場合	▲5単位/回	▲5円/回	▲10円/回	▲15円/回	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合

〈 交通費 〉

通常の事業実施区域を超えて(境界線)概ね往復1km以上超えた場合、1kmあたり33円とする。